

申9号

私物携帯電話の事象(電源遮断行為)に伴う

発令行為撤回を求める緊急申し入れ

会社は、2020年10月27日に高崎支社新前橋運輸区所属の組合員に対して突如、明確な理由を告げることもなく、JR高崎鉄道サービス株式会社への出向を命ずる発令行為(事前通知)を行いました。

当該組合員は、同年9月2日の両毛線442M乗務中(監視中)における私物携帯電話の取扱いに関する事象を受けて、翌日の9月3日から現在に至るまで長期にわたる乗務停止を強いられてきました。あくまでも当該組合員は、私物携帯電話の電源の有無が気になったがゆえに運転業務に集中すべく安全確保のために確認し、取扱いに定められた遮断行為を行ったまでに過ぎません。とは言え、当該組合員は度重なる事情聴取や状況報告書でも述べているように、現認したとされるお客さまに不安を与えてしまったことについて猛省するとともに、信用と信頼の回復に努め会社から指示された業務に対して真摯に向き合い再乗務するために取り組んできました。しかし、9月30日には「著しく不都合な行為であるため」として懲戒処分である戒告が発令され、当然にも重すぎざる処分内容の不本意な発令に対して苦情の解決を求め異議を申し立てましたが、10月27日に開催した中央苦情処理会議の審議においても認識の一致が図れない結果となりました。

中央苦情処理会議の結果を通知する以前に出向を命ずる事前通知を出したことはもとより、高崎地本が申10号として申し入れている最中、かつ、団体交渉が行われず審議不十分な中で上記の発令行為を行うこと自体が、「労使間の取扱いに関する協約」に謳う信義誠実の原則を逸脱していると言わざるを得ません。

現在、当該組合員は今回の発令行為に対して苦情の解決を求めています。今回の事象における会社の発令行為について、中央本部としても重大な案件であると捉えたうえで、本部・本社間における協議の必要性があると考え、本日、申9号として緊急申し入れを行いました。

【申入項目】 **不当処分・不当配転撤回に向けて最後の最後まで闘おう!**

1. 高崎支社新前橋運輸区所属の組合員に対し、令和2年10月27日に出向命令を通知した理由と経緯について明らかにすること。
2. 大至急、当該組合員に対する発令行為を撤回すること。
3. 本案については、発令以前に団体交渉を行うこと。